

第十六回 参議院厚生委員会會議錄第十九号

昭和二十八年七月二十三日(木曜日)午後一時三十四分開会

七月二十二日委員深川タマエ君及び谷口弥三郎君辭任につき、その補欠として、有馬英二君及び西岡ハル君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 肇潤君
藤原 道子君

委員

神原 亨君
高野 一夫君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
林 了君
廣瀬 久忠君
湯山 勇君
山下 義信君
有馬 英二君

國務大臣

厚生大臣

山縣 勝見君

政府委員

厚生省医務局長 高田 浩運君
厚生省社会局長 安田 巖君
厚生省保険局長 久下 勝次君

事務局側

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件

○小委員の補欠選任の件

○らい予防法案(内閣提出、衆議院送付)

○健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険審査官及び社会保険審査会法案(内閣提出、衆議院送付)

○医師等の免許及び試験の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会を開会いたします。らいに關します小委員として深川タマエ君の小委員辭任に伴い有馬英二君を指名いたします。御報告いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 次に、らい予防法案を議題といたします。本法案はらいに關する小委員におきまして審議中でございますが、小委員長からの申出もあり、厚生大臣に対する質疑は特に本委員会において質疑を行うことといたしたいと存じます。御異議ございせんか。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それでは先ず廣瀬委員から御質疑を願います。

○廣瀬久忠君 月曜日、火曜日に大臣の御出席を頂けなかつたのは甚だ残念に思ひます。実は私小委員長としてらい予防法の審議を急がなければならぬ責任がありまして、非常に大臣が二回

とも公務のため止むを得ざる事情と申すわけでありまして、出席をして貰えなかつたことを甚だ審議上遺憾に存じておるものであります。

先ず第一に御質問申上げたいのは、七月上旬におきましてらい患者が陳情のために多数、数日に亘りまして国会の裏に座り込みをしたことがございまして、これは病人のことでありまして、又伝染の虞の問題もありまして、人道の上から見ましても法律の上から見ましても、誠に重大な問題と信じております。殊にこれが約一週間継続いたしましたという事実は、誠に私は重大なことであると思つておりますが、これに対する政府並びに都当局の対策というものを特に東京都よりその關係の者に来て貰ひまして、厚生当局と共に列席をして貰ひまして、本委員会において質問をいたしました。ところが誠に要領を得なかつたのであります。いずれにいたしましても、この座り込みが、長い間行われたこと、これに対する対策というもののについて大臣のお考えを伺つておきたい。将来もこういう事態が出現することを皆憂慮しておりますので、この事件並びにこれに対する対策、将来に対するお考えというものをこの際伺ひたいとしておきたいと思つております。

○國務大臣(山縣勝見君) 先ず以て第一に月曜日並びに火曜でございまして、私は当委員会に出席のできませんでした。ましては土曜日に小委員長にお目にか

かりました際にもちよつと申上げたはずであります。閣僚懇談会がございまして、予算委員会において質問の通告がございました等のために、丁度この委員会に出席ができたのであります。なお、翌日はこれ又委員部等を通じて御了解並びに小委員長に申上げておきましたのであります。が、丁度前日に宮内庁からお話がありまして、和歌山地方の水害等を中心にして葉山に参上しようというお話でございまして。実は私は宇佐美次長でございまして、宮内庁を通じて一日延期をお願いいたしましたのでございまして、御都合によつて田島長官が二時という御内意を承つて来ておつて、政府において重大な支障がない限りは二時に葉山に来るようというお話であるという、たつてのお話でありましたので、その旨必要な筋を通じまして小委員長その他にも申上げました。その際には是非火曜日中には委員会に出席するようにとのお話でございまして、最近数度参上いたしております経験から、一時間以上はいつも亘つておりますから、葉山では自動車で行きまして二時間ばかり参上するから、大体急ぎまして五時頃には、或いは帰れるかも知れませんが申上げましたら、休憩を待たせておられるからということでございまして、私は急ぎ帰りました。参議院に参上いたしましたら、委員会は解散をいたしましたという後でございまして。さうな事情でござ

いまして、私も出席のつもりでかれこれ苦慮いたした次第であります。この点は悪しからず御了承を願ひたいと思つております次第であります。

なお只今お話のございました先般らい患者が国会等に参りまして、いろいろ座り込み等があったこと、いろいろに對しましては、只今お話の通り誠に政府といたしましても遺憾の次第であります。で、その間殊に厚生委員会の諸先生がたにはいろいろ御苦勞をかけ、いろいろ又お手数をかけましたやうな次第であります。あいに私はその折、九州地方の水害で行つておりました期間にその座り込み等があったことについてお守りをして、留守をいたして甚だ相済みませんこととございまして、先ず以てこれは諸先生並びに委員会皆さん等に対してお詫を申上げなくてはいかんと考えております。深く謝意を表する次第であります。この点につきましては是れは繰り返してもよろしく事情も聞き、なお私が参りまして後もなおさうな状態が一日か二日、大体事態は緩和いたしておつたやうであります。続いておりました。私も憂慮いたしまして当局において最善の注意と努力を払つて、さうして誠意を以て解決するようにと申しておりますのでござい

ますが、当時、法三条の活動等に対して或いは東京都の当局との間に解釈等の齟齬もあつて、思ひます事態をかもしましたことに対しては誠に遺憾でありまして、この点に對しましては遺憾の意を表しまする次第であります。

○國務大臣(山縣勝見君) 先ず以て第一に月曜日並びに火曜でございまして、私は当委員会に出席のできませんでした。ましては土曜日に小委員長にお目にか

かりました際にもちよつと申上げたはずであります。閣僚懇談会がございまして、予算委員会において質問の通告がございました等のために、丁度この委員会に出席ができたのであります。なお、翌日はこれ又委員部等を通じて御了解並びに小委員長に申上げておきましたのであります。が、丁度前日に宮内庁からお話がありまして、和歌山地方の水害等を中心にして葉山に参上しようというお話でございまして。実は私は宇佐美次長でございまして、宮内庁を通じて一日延期をお願いいたしましたのでございまして、御都合によつて田島長官が二時という御内意を承つて来ておつて、政府において重大な支障がない限りは二時に葉山に来るようというお話であるという、たつてのお話でありましたので、その旨必要な筋を通じまして小委員長その他にも申上げました。その際には是非火曜日中には委員会に出席するようにとのお話でございまして、最近数度参上いたしております経験から、一時間以上はいつも亘つておりますから、葉山では自動車で行きまして二時間ばかり参上するから、大体急ぎまして五時頃には、或いは帰れるかも知れませんが申上げましたら、休憩を待たせておられるからということでございまして、私は急ぎ帰りました。参議院に参上いたしましたら、委員会は解散をいたしましたという後でございまして。さうな事情でござ

いまして、私も出席のつもりでかれこれ苦慮いたした次第であります。この点は悪しからず御了承を願ひたいと思つております次第であります。

なお只今お話のございました先般らい患者が国会等に参りまして、いろいろ座り込み等があったこと、いろいろに對しましては、只今お話の通り誠に政府といたしましても遺憾の次第であります。で、その間殊に厚生委員会の諸先生がたにはいろいろ御苦勞をかけ、いろいろ又お手数をかけましたやうな次第であります。あいに私はその折、九州地方の水害で行つておりました期間にその座り込み等があったことについてお守りをして、留守をいたして甚だ相済みませんこととございまして、先ず以てこれは諸先生並びに委員会皆さん等に対してお詫を申上げなくてはいかんと考えております。深く謝意を表する次第であります。この点につきましては是れは繰り返してもよろしく事情も聞き、なお私が参りまして後もなおさうな状態が一日か二日、大体事態は緩和いたしておつたやうであります。続いておりました。私も憂慮いたしまして当局において最善の注意と努力を払つて、さうして誠意を以て解決するようにと申しておりますのでござい

ますが、当時、法三条の活動等に対して或いは東京都の当局との間に解釈等の齟齬もあつて、思ひます事態をかもしましたことに対しては誠に遺憾でありまして、この点に對しましては遺憾の意を表しまする次第であります。

○國務大臣(山縣勝見君) 先ず以て第一に月曜日並びに火曜でございまして、私は当委員会に出席のできませんでした。ましては土曜日に小委員長にお目にか

かりました際にもちよつと申上げたはずであります。閣僚懇談会がございまして、予算委員会において質問の通告がございました等のために、丁度この委員会に出席ができたのであります。なお、翌日はこれ又委員部等を通じて御了解並びに小委員長に申上げておきましたのであります。が、丁度前日に宮内庁からお話がありまして、和歌山地方の水害等を中心にして葉山に参上しようというお話でございまして。実は私は宇佐美次長でございまして、宮内庁を通じて一日延期をお願いいたしましたのでございまして、御都合によつて田島長官が二時という御内意を承つて来ておつて、政府において重大な支障がない限りは二時に葉山に来るようというお話であるという、たつてのお話でありましたので、その旨必要な筋を通じまして小委員長その他にも申上げました。その際には是非火曜日中には委員会に出席するようにとのお話でございまして、最近数度参上いたしております経験から、一時間以上はいつも亘つておりますから、葉山では自動車で行きまして二時間ばかり参上するから、大体急ぎまして五時頃には、或いは帰れるかも知れませんが申上げましたら、休憩を待たせておられるからということでございまして、私は急ぎ帰りました。参議院に参上いたしましたら、委員会は解散をいたしましたという後でございまして。さうな事情でござ

いまして、私も出席のつもりでかれこれ苦慮いたした次第であります。この点は悪しからず御了承を願ひたいと思つております次第であります。

なお只今お話のございました先般らい患者が国会等に参りまして、いろいろ座り込み等があったこと、いろいろに對しましては、只今お話の通り誠に政府といたしましても遺憾の次第であります。で、その間殊に厚生委員会の諸先生がたにはいろいろ御苦勞をかけ、いろいろ又お手数をかけましたやうな次第であります。あいに私はその折、九州地方の水害で行つておりました期間にその座り込み等があったことについてお守りをして、留守をいたして甚だ相済みませんこととございまして、先ず以てこれは諸先生並びに委員会皆さん等に対してお詫を申上げなくてはいかんと考えております。深く謝意を表する次第であります。この点につきましては是れは繰り返してもよろしく事情も聞き、なお私が参りまして後もなおさうな状態が一日か二日、大体事態は緩和いたしておつたやうであります。続いておりました。私も憂慮いたしまして当局において最善の注意と努力を払つて、さうして誠意を以て解決するようにと申しておりますのでござい

ますが、当時、法三条の活動等に対して或いは東京都の当局との間に解釈等の齟齬もあつて、思ひます事態をかもしましたことに対しては誠に遺憾でありまして、この点に對しましては遺憾の意を表しまする次第であります。

す。なお今後の点につきましましてはこれは東京ともよく打合せをいたして、先ず以て当局といたしましては監督いたして、できるだけかような事態が起らないようにいたすことは勿論であります。かような事態が起りました後においては、法律の解釈において東京との間に齟齬のありました点等もよく参考をいたし、その他の点についてもよく今後事態の起つた際において齟齬を来たさんように打合せいたして参つております。なお又万般の措置につきましまして今後とも遺憾なきを期したいと考えておる次第であります。大体今後さような事態に對しましては、再びさようなことのないようにいたし得るよう、各方面とも連絡をとつて善処いたしたいと思つております次第であります。

○廣瀬久忠君 私は只今の座り込みの問題について都の当局と解釈上の相違があつたという様なことは甚だ驚くべきことであつて、殊にこれが一週間にも亘つて解決できないでおつたという様な形になりましたことは誠に遺憾に存じます。大臣は御承知と思ひますが、あのときに山下委員より政府委員に對して、国会の裏のあの座り込みを政府は引取らせることはできないかという質問に對して、今までいろいろ政府としても努力したけれどもどうもできないというものであります。そこで山下委員の意見でありまして、そこで堂森委員長、山下委員、それから各会派の理事がみな揃ひまして現場に参つたのであります。私は理事でありますので席に待つておりました。

非常に心配して待つておりました。一時間余の後に委員長初め皆さん帰つて来られて、患者の諸君は委員会を信頼して無条件で帰る。ただ慎重審議をしてくれというものであつた。この行動に對して、つまり委員長ほかの行動に對して、大臣がこれを御覧になりましてどういふ工合にお考えになるか。私は東京都庁が権力を以て患者を動かさうというように考へるならばこれは非常に困難である。併しながら山下委員、堂森委員長等のかた々が情を尽し理を尽くして説き及ぼしたならばこれが動かし得たという事実、これに對して私は厚生行政の立場におられる大臣の所見を先ず伺つてみたいと思ひます。

○國務大臣(山縣勝見君) これは申すまでもなく先ほど申し上げました通り丁度私の不在中でありましたが、国会の諸先生がたに非常な御迷惑をかけたと思ふのであります。ああいふ様な事態に即して諸先生がたの御尽力によつて、あの事態があいふふうには終局いたしましたことに對しましては私は心からお礼を申し上げる次第であります。

○廣瀬久忠君 らい患者の座り込みの問題等について大臣は遺憾の意を表せられ、なお委員長ほかのかた々の努力に對して感謝せられたものと思ひます。どうか、かような事態の再び発しないようには是非最善の御注意を願つておきたいのであります。

次に私は予防法の審議の上で暫く質問をいたしたいと思ひます。先ず伺ひたいのは、私が考へておるらいの問題についての基本的問題を一つお伺ひしたい。らいは人生の悲劇であるし我

が民族の悲劇でもあります。併し私が今まで聞いておつたところ並びに知る限りにおいては、らいは根絶し得る病である。民族のうちから根絶し得る病である。このくらい恐ろしい病はないが、併し民族が本當に協力してやれば根絶し得る病である。精神病は根絶することは不可能でありましよう。結核も恐らく不可能でありましよう。がいには民族のうちよりこれを根絶した例もあるやに聞いております。欧州の諸國においてはその例もある。でありますかららいは根絶し得る最も恐ろしい病であります。而してこれを根絶するについては如何なる手段方法によるか、それは今日では私が医学の方面から伺うところではプロミンによつて早く治療すれば癒る。併しながら何といつても隔離をして置くということが最も大切なことである。つまり人の自由を拘束して、罪を犯したわけでもない、みずから好んでかかつたわけでもない、私自身もいつらにかかるとは思ひませんが、かかつた以上伝染の虞れがあればやはり療養所に隔離をさせて行かなければならないといふことを自分自身が考へた場合において、この恐ろしい病氣、併しながら民族から根絶し得る病氣、そうして隔離の手段によるものが最も重大であり、最も必要なことである。それであるから、政府は民族の中からこの病を根絶するために隔離の方法をとり、それと同時に治療の方法に専念するという方針をとつて来たように伺つておりますが、無論今日もその通りであると思ひます。その点について念のため根本問題でありますからお伺ひいたします。

○國務大臣(山縣勝見君) この点は屢次政府委員等からもお話をいたしておると思ひますが、らいはいわゆる遺伝にあらずして、伝染病であります。この治療はプロミン等もあると思ひますが、やはり隔離をして、そしてこの伝染をできるだけ防ぐということに治療の重点があるといふことは、これはかねて申上げておる通りであります。私もさう考へております。

○廣瀬久忠君 私は大臣の今のお話、もう少し詳しく承りたいのであります。が、隔離をする、そうして根絶し得る、民族のうちから除き得る病であるといふ確信を持つておられるかどうか。

○國務大臣(山縣勝見君) これは今後らいの治療に關しましてはまだ万全でないところもあります。なお又隔離等におきましてもまだ社会的ないろいろな關係等において万全でないところもあります。なか／＼一朝一夕には根絶はできたいと思ひますけれども、併しながらさういふ方向に今後努力をいたすべきであり、若しもしもさういふことが完全にできますならば、これは根絶し得るものである。さういふ努力をいたしたいと思ひております。

○廣瀬久忠君 私はらいはそう十年や二十年で民族のうちから排除することはできないと思ひますが、これは國家が本當に責任を以てそうしてこの疾病に對して行くならば根絶し得るものであるといふ確信の下に進んでおられるものと信ずるのであります。なお次に伺ひたいのは、らいの政策について、これは今までの法律では、甚だ

その責任者、國家、政府或いは地方公共團體、都府県知事というやうな、要するに國家と地方との間で分担をさせておる点が従来の法規に非常に多い。殊にらいに關するところの従来の法規は警察法規から出發したために非常に権力的である、さういふように私は思ひます。今までの法規はさうである。今回の法規は余ほどその点を改めようと思ひます。余ほど柔らになつておると思ひます。併しそこで一つお伺ひしたいのは、私はらいに關するところの政策はやはりこれは國家が全責任を負うのだ、さうして國家の機關として或いは國家の出身として地方庁に仕事をやつてもらふのだといふくらいに國家が進んでやるべきものである、現在でも大いにさういふ方向に向いつつあるのだといふように私は思ふのであります。らいに對する政府と地方との關係について大臣のお考えをよく伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(山縣勝見君) らいの治療等のらい政策につきましましては、これは勿論國がよく考へていろいろ施策をいたしますことは當然であつて、例えば療養所等につきましても、これは國立を以て大體趣旨をいたしてあります。併し何分にもらい患者といふものは局地的にあるにあらずして全國に亘つておるのであります。やはり地方の事情等をよく承知いたしてあります者が、或いは又いろいろ施策をとるにいたしまして、どう言ひまするか、地方の事情に應じてよく行届いた措置がとれまする者が國とよく連絡をとり、或る場合においては國の代りとしていろいろ施策をするといふことが必要でありますから、これは一概

にこれは国がやるのだ、これは一概に都道府県だけがやるのだというわけにも参りません。その間は実情に依じておの／＼その機能を發揮をいたしてやるべきだと、こう考えております。

○廣瀬久忠君 私の質問の仕方が悪かつたと思うのでありますが、らい政策の根幹は政府で担当するのだ、こういうふうに私は考えるのでありますが、その点は如何でありますか。

○國務大臣(山縣騰見君) 根幹という言葉が法律的にどう解釈されるか存じませんが、らい政策に關しましては国が相当重点的に考えておるのであります。併しながらのちほど恐らく問題になると思いますが、例えば生活保護等の問題につきましては、現在生活保護法は都道府県と国がおの／＼その分に依じてやっておりますのでありますから、これはやはりその実情に即して国或いは都道府県がらい患者に対してとる施策はおの／＼の種類、事情に応じて分野があるものでありますから、国が相当このらい政策に対しては重点的に考えて施策をとるといふことは申上げられるのでありますけれども、これは物によつて／＼違ふのであります。検診等の問題、或いは生活保護の問題につきましては一概に同一の対策をとつておるといふことは言えませんが、らい政策として国がその施策について重点的にその施策の問題を見ておるといふことは言ひ得ると思ひます。

○廣瀬久忠君 私の質問に対する答弁として余りに警戒し過ぎておるような感じがするのでありますが、私はそういう意味でなしに、らいに対する政策というものは国家が中心であつて、そ

うして府県等の仕事は補助的である、こう私は考える。そうなければならぬのであると思ふのであります。決してただ生活保護法の問題その他について私がこれを前提として大臣に伺うというやうな意味でなく、私は大きい見地から、これは先ほど申上げたやうに、らい患者というものは実に氣の毒なものである。そうしてこれは民族の一つの悲劇である。実に悲劇です。こんな私は情けないことはないと思ふ。そういう恐ろしい、而も国家的に考えなければならぬ問題であるが故に、どこまでも国が中心であつて、地方が補助的であるとして進んでほしいと思ひます。

それから次に伺ひたいのは、らいの患者、これは隔離しなければならぬ。而も長い間隔離しなければならぬ。誠にその事情は如何にも氣の毒である。それでその療養生活をしておつて何が一番希望であるか。患者に対して明るさを与え、希望を与える、これが一番私は大切なことであると思ふ。何が希望であり、何が明るさであるか、それは言うまでもなく治療によつて癒へるということであらうと思ふのであります。そこで私は今日までのらいの治療について、精神病院については治療の研究所があるはずであります。承るところによれば、らいの治療の研究所を建てようというお考えは非常にあるやうに伺つておりますが、これに対して今までどういふやうな考えで進んでおられるのか、それから從來どういふやうなことに経過が行つておられるのか、これらの見通しはどういふやうな見通しで進んでおられるのか、この点を一つお伺ひ申上げたい。

○國務大臣(山縣騰見君) らい病は非常に古い病氣であつて、而もこれに對する治療はいまだにその特效薬等につきましてもプロミン等ができませんでしたけれども、まだ治療薬或いは治療の方法、これらに關しましてはやはり万全ではありません。万全でないというよりは、むしろ非常に遅れておるのではないかと思つております。従つて第一案を中心としたします問題に對しましては、我々といひましたしでもかねて何とからい治療に對して更に研究をいたし得るやうに、そうして一日も早くらい治療に對して的確な薬でありますとか、治療の方法が確立いたし得ますとか、これを非常に熱意を持つてやつて参つたのであります。從來悲しいかな／＼な点においてそれが実現いたしかねております。予算上におきまして、らい治療に關する予算の計上を努力いたして参つたのであります。が、なお又このらいの／＼な基礎的研究にいたしませんでした。万全ではありません。この病原の問題にいたしませんでした。或いは動物検査の問題等につきましても／＼できないので、従つてらい治療に對する確な薬とか治療方法が成り立たず、未だ研究等においても途中でありますから、研究に對しては今後も政府としては最善の努力を払いいたいと思つておるのであります。予算上は、これは何と申しましても予算に關係のあることでありますので、年々この問題に對しては努力いたして参つて昭和二十八年年度の予算編成の際にも何とかしてこの研究所を置いて、只今仰せの非常に氣の毒なるらい患者に對して、又国といひましたしでもらいの撲滅に對して治療の面から一

歩前進をしたい。研究所の設立等に対しても、予算編成の途上においても大蔵省とも折衝をいたしたのであります。が、い／＼財政等の都合もありまして実現しなかつたのであります。ただ初めて特別研究費として一千万円を昭和二十八年年度の予算に計上いたしておりますが、勿論十分ではありませんので、この点につきましては今後とも最善の努力を払つてこの治療の完備を期したいと考えております。

○廣瀬久忠君 この研究所につきまして大臣が前々よりその考えを持つて大蔵省と折衝しており、なお本年度は多少の研究費もこれを獲得して、将来においては最善の努力を払つてこれが実現を期したい、誠にそうあるべきであると思ひます。らいの問題が今日のやうな実情にありますことは、私は厚生省の仕事の中で思想的にも社会的にも、人道的にも、一番むずかしい問題だと思ひますが、この面は非常に金の額は少く、而もその効果は非常に大きいのです。現在らい患者の数は非常にたくさんある数ではない。而もこれは適當な方法をとれば、三十年、五十年後にはこれを根絶し得るといふやうな希望も持ち得る。どうか政府はこれらについては非常な決心を以て治療面に希望を与える。明るくしてやる。そうして不平を余り言えないやうにしてやるというやうに一つ持つて行つて頂きたいと思ひます。研究所についてはそれだけにいたします。

○國務大臣(山縣騰見君) らい病は非常に古い病氣であつて、而もこれに對する治療はいまだにその特效薬等につきましてもプロミン等ができませんでしたけれども、まだ治療薬或いは治療の方法、これらに關しましてはやはり万全ではありません。万全でないというよりは、むしろ非常に遅れておるのではないかと思つております。従つて第一案を中心としたします問題に對しましては、我々といひましたしでもかねて何とからい治療に對して更に研究をいたし得るやうに、そうして一日も早くらい治療に對して的確な薬でありますとか、治療の方法が確立いたし得ますとか、これを非常に熱意を持つてやつて参つたのであります。從來悲しいかな／＼な点においてそれが実現いたしかねております。予算上におきまして、らい治療に關する予算の計上を努力いたして参つたのであります。が、なお又このらいの／＼な基礎的研究にいたしませんでした。万全ではありません。この病原の問題にいたしませんでした。或いは動物検査の問題等につきましても／＼できないので、従つてらい治療に對する確な薬とか治療方法が成り立たず、未だ研究等においても途中でありますから、研究に對しては今後も政府としては最善の努力を払いいたいと思つておるのであります。予算上は、これは何と申しましても予算に關係のあることでありますので、年々この問題に對しては努力いたして参つて昭和二十八年年度の予算編成の際にも何とかしてこの研究所を置いて、只今仰せの非常に氣の毒なるらい患者に對して、又国といひましたしでもらいの撲滅に對して治療の面から一

歩前進をしたい。研究所の設立等に対しても、予算編成の途上においても大蔵省とも折衝をいたしたのであります。が、い／＼財政等の都合もありまして実現しなかつたのであります。ただ初めて特別研究費として一千万円を昭和二十八年年度の予算に計上いたしておりますが、勿論十分ではありませんので、この点につきましては今後とも最善の努力を払つてこの治療の完備を期したいと考えております。

○廣瀬久忠君 この研究所につきまして大臣が前々よりその考えを持つて大蔵省と折衝しており、なお本年度は多少の研究費もこれを獲得して、将来においては最善の努力を払つてこれが実現を期したい、誠にそうあるべきであると思ひます。らいの問題が今日のやうな実情にありますことは、私は厚生省の仕事の中で思想的にも社会的にも、人道的にも、一番むずかしい問題だと思ひますが、この面は非常に金の額は少く、而もその効果は非常に大きいのです。現在らい患者の数は非常にたくさんある数ではない。而もこれは適當な方法をとれば、三十年、五十年後にはこれを根絶し得るといふやうな希望も持ち得る。どうか政府はこれらについては非常な決心を以て治療面に希望を与える。明るくしてやる。そうして不平を余り言えないやうにしてやるというやうに一つ持つて行つて頂きたいと思ひます。研究所についてはそれだけにいたします。

○國務大臣(山縣騰見君) らい病は非常に古い病氣であつて、而もこれに對する治療はいまだにその特效薬等につきましてもプロミン等ができませんでしたけれども、まだ治療薬或いは治療の方法、これらに關しましてはやはり万全ではありません。万全でないというよりは、むしろ非常に遅れておるのではないかと思つております。従つて第一案を中心としたします問題に對しましては、我々といひましたしでもかねて何とからい治療に對して更に研究をいたし得るやうに、そうして一日も早くらい治療に對して的確な薬でありますとか、治療の方法が確立いたし得ますとか、これを非常に熱意を持つてやつて参つたのであります。從來悲しいかな／＼な点においてそれが実現いたしかねております。予算上におきまして、らい治療に關する予算の計上を努力いたして参つたのであります。が、なお又このらいの／＼な基礎的研究にいたしませんでした。万全ではありません。この病原の問題にいたしませんでした。或いは動物検査の問題等につきましても／＼できないので、従つてらい治療に對する確な薬とか治療方法が成り立たず、未だ研究等においても途中でありますから、研究に對しては今後も政府としては最善の努力を払いいたいと思つておるのであります。予算上は、これは何と申しましても予算に關係のあることでありますので、年々この問題に對しては努力いたして参つて昭和二十八年年度の予算編成の際にも何とかしてこの研究所を置いて、只今仰せの非常に氣の毒なるらい患者に對して、又国といひましたしでもらいの撲滅に對して治療の面から一

歩前進をしたい。研究所の設立等に対しても、予算編成の途上においても大蔵省とも折衝をいたしたのであります。が、い／＼財政等の都合もありまして実現しなかつたのであります。ただ初めて特別研究費として一千万円を昭和二十八年年度の予算に計上いたしておりますが、勿論十分ではありませんので、この点につきましては今後とも最善の努力を払つてこの治療の完備を期したいと考えております。

らつてそのまま帰らないでおる。而も自分是一家を支えるべき立場にある、働き手であるというやうな場合が少くないやうに聞いております。こういうやうな人が、自分の家族が生活はどうなつてゐるか、これが自分の病氣のこと、若しくはそれ以上にやはり重大なる関心事であるといふことは、これはもう大臣もよく御承知のことです。然るにこの生活の保護という問題について今どんな実情にあるかといふことをこの間厚生省当局について調べて見ますと、誠に驚くべき数字が出ました。併しこの数字はいろいろな条件がありますから、その数字通りとは決して私は思ひませんが、併しながらとにかく患者にして、自分の家族が生活の保護を受けておるといふことを承知しておるものは五百人に足らない、四百八十二とかいふ数字です。これはまあ患者と家庭との連絡が十分でないといふことがあるので、それが五百といふことは少い、もつと多いと思ひます。それから厚生省が推定をして出した数字は、これは少しどうも大き過ぎると思ひますが、約一万五百の入所患者、そのうちで家庭を持ち、世話をしなければならぬやうな立場にある人が約五千人、そのうち本當に生活扶助等を受けなければならぬ生活困難者といふものは三千余人と見ておる。まあこの三千余人といふのは推定ですから、或いはそれはほんたうかも知れませんが、とにかく私は今日の生活保護といふものがらい患者について決して円滑に行つておるとは思ひません。この点について大臣はどういう工合にお考えになり、これから又どういふ工合になさるうとするのか、

○國務大臣(山縣騰見君) らい病は非常に古い病氣であつて、而もこれに對する治療はいまだにその特效薬等につきましてもプロミン等ができませんでしたけれども、まだ治療薬或いは治療の方法、これらに關しましてはやはり万全ではありません。万全でないというよりは、むしろ非常に遅れておるのではないかと思つております。従つて第一案を中心としたします問題に對しましては、我々といひましたしでもかねて何とからい治療に對して更に研究をいたし得るやうに、そうして一日も早くらい治療に對して的確な薬でありますとか、治療の方法が確立いたし得ますとか、これを非常に熱意を持つてやつて参つたのであります。從來悲しいかな／＼な点においてそれが実現いたしかねております。予算上におきまして、らい治療に關する予算の計上を努力いたして参つたのであります。が、なお又このらいの／＼な基礎的研究にいたしませんでした。万全ではありません。この病原の問題にいたしませんでした。或いは動物検査の問題等につきましても／＼できないので、従つてらい治療に對する確な薬とか治療方法が成り立たず、未だ研究等においても途中でありますから、研究に對しては今後も政府としては最善の努力を払いいたいと思つておるのであります。予算上は、これは何と申しましても予算に關係のあることでありますので、年々この問題に對しては努力いたして参つて昭和二十八年年度の予算編成の際にも何とかしてこの研究所を置いて、只今仰せの非常に氣の毒なるらい患者に對して、又国といひましたしでもらいの撲滅に對して治療の面から一

らつてそのまま帰らないでおる。而も自分是一家を支えるべき立場にある、働き手であるというやうな場合が少くないやうに聞いております。こういうやうな人が、自分の家族が生活はどうなつてゐるか、これが自分の病氣のこと、若しくはそれ以上にやはり重大なる関心事であるといふことは、これはもう大臣もよく御承知のことです。然るにこの生活の保護という問題について今どんな実情にあるかといふことをこの間厚生省当局について調べて見ますと、誠に驚くべき数字が出ました。併しこの数字はいろいろな条件がありますから、その数字通りとは決して私は思ひませんが、併しながらとにかく患者にして、自分の家族が生活の保護を受けておるといふことを承知しておるものは五百人に足らない、四百八十二とかいふ数字です。これはまあ患者と家庭との連絡が十分でないといふことがあるので、それが五百といふことは少い、もつと多いと思ひます。それから厚生省が推定をして出した数字は、これは少しどうも大き過ぎると思ひますが、約一万五百の入所患者、そのうちで家庭を持ち、世話をしなければならぬやうな立場にある人が約五千人、そのうち本當に生活扶助等を受けなければならぬ生活困難者といふものは三千余人と見ておる。まあこの三千余人といふのは推定ですから、或いはそれはほんたうかも知れませんが、とにかく私は今日の生活保護といふものがらい患者について決して円滑に行つておるとは思ひません。この点について大臣はどういう工合にお考えになり、これから又どういふ工合になさるうとするのか、

○國務大臣(山縣騰見君) らい病は非常に古い病氣であつて、而もこれに對する治療はいまだにその特效薬等につきましてもプロミン等ができませんでしたけれども、まだ治療薬或いは治療の方法、これらに關しましてはやはり万全ではありません。万全でないというよりは、むしろ非常に遅れておるのではないかと思つております。従つて第一案を中心としたします問題に對しましては、我々といひましたしでもかねて何とからい治療に對して更に研究をいたし得るやうに、そうして一日も早くらい治療に對して的確な薬でありますとか、治療の方法が確立いたし得ますとか、これを非常に熱意を持つてやつて参つたのであります。從來悲しいかな／＼な点においてそれが実現いたしかねております。予算上におきまして、らい治療に關する予算の計上を努力いたして参つたのであります。が、なお又このらいの／＼な基礎的研究にいたしませんでした。万全ではありません。この病原の問題にいたしませんでした。或いは動物検査の問題等につきましても／＼できないので、従つてらい治療に對する確な薬とか治療方法が成り立たず、未だ研究等においても途中でありますから、研究に對しては今後も政府としては最善の努力を払いいたいと思つておるのであります。予算上は、これは何と申しましても予算に關係のあることでありますので、年々この問題に對しては努力いたして参つて昭和二十八年年度の予算編成の際にも何とかしてこの研究所を置いて、只今仰せの非常に氣の毒なるらい患者に對して、又国といひましたしでもらいの撲滅に對して治療の面から一

らつてそのまま帰らないでおる。而も自分是一家を支えるべき立場にある、働き手であるというやうな場合が少くないやうに聞いております。こういうやうな人が、自分の家族が生活はどうなつてゐるか、これが自分の病氣のこと、若しくはそれ以上にやはり重大なる関心事であるといふことは、これはもう大臣もよく御承知のことです。然るにこの生活の保護という問題について今どんな実情にあるかといふことをこの間厚生省当局について調べて見ますと、誠に驚くべき数字が出ました。併しこの数字はいろいろな条件がありますから、その数字通りとは決して私は思ひませんが、併しながらとにかく患者にして、自分の家族が生活の保護を受けておるといふことを承知しておるものは五百人に足らない、四百八十二とかいふ数字です。これはまあ患者と家庭との連絡が十分でないといふことがあるので、それが五百といふことは少い、もつと多いと思ひます。それから厚生省が推定をして出した数字は、これは少しどうも大き過ぎると思ひますが、約一万五百の入所患者、そのうちで家庭を持ち、世話をしなければならぬやうな立場にある人が約五千人、そのうち本當に生活扶助等を受けなければならぬ生活困難者といふものは三千余人と見ておる。まあこの三千余人といふのは推定ですから、或いはそれはほんたうかも知れませんが、とにかく私は今日の生活保護といふものがらい患者について決して円滑に行つておるとは思ひません。この点について大臣はどういう工合にお考えになり、これから又どういふ工合になさるうとするのか、

○國務大臣(山縣騰見君) らい病は非常に古い病氣であつて、而もこれに對する治療はいまだにその特效薬等につきましてもプロミン等ができませんでしたけれども、まだ治療薬或いは治療の方法、これらに關しましてはやはり万全ではありません。万全でないというよりは、むしろ非常に遅れておるのではないかと思つております。従つて第一案を中心としたします問題に對しましては、我々といひましたしでもかねて何とからい治療に對して更に研究をいたし得るやうに、そうして一日も早くらい治療に對して的確な薬でありますとか、治療の方法が確立いたし得ますとか、これを非常に熱意を持つてやつて参つたのであります。從來悲しいかな／＼な点においてそれが実現いたしかねております。予算上におきまして、らい治療に關する予算の計上を努力いたして参つたのであります。が、なお又このらいの／＼な基礎的研究にいたしませんでした。万全ではありません。この病原の問題にいたしませんでした。或いは動物検査の問題等につきましても／＼できないので、従つてらい治療に對する確な薬とか治療方法が成り立たず、未だ研究等においても途中でありますから、研究に對しては今後も政府としては最善の努力を払いいたいと思つておるのであります。予算上は、これは何と申しましても予算に關係のあることでありますので、年々この問題に對しては努力いたして参つて昭和二十八年年度の予算編成の際にも何とかしてこの研究所を置いて、只今仰せの非常に氣の毒なるらい患者に對して、又国といひましたしでもらいの撲滅に對して治療の面から一

その点を一つお伺いをして見たいと思います。

○國務大臣(山縣勝見君) このらしい患者が家庭を離れて療養所に入所したして療養に専念をいたしておる、その留守家族が生活に困難をいたしておる際に対しましては、私はこれはできるだけ考へてあげなくちやいかんというところにつきましては全く同感でありまして、ただ生活の困難者に対して現実にその生活の保護ができておるか、できておらんかという現実の問題につきましては、これは過日來恐らく政府委員等から数字等を基礎としてお答えを申し上げたと考へますが、只今仰せの通り五百或いはそれに近い数字として一応公式には出ておられますけれども、これはらしい患者或いはその家族の秘密の保持という見地から、その数の程度ではなからうというところは、廣瀬先生御指摘の通りであります。ただその實際の運用の点において、或いは適當でない或いは又万全でない点も、これはあらうと私は考へますので、今後はこれらの留守家族の、殊にこの生活の困難をしておられる家庭に対して、できるだけいわれる社会的のいろ／＼なひがみを感じないで、而も實際にその生活保護のあの原則に従つて、運用の面等において万全の生活ができればよろしく、これは最善の努力を払いたいと考へておる次第であります。

○廣瀬久忠君 このらしい患者の家族の生活を保護する問題につきまして、今大臣は生活保護法によることという考へようであります、この点について私は特にお考へを願ひたい。古い法律、預り防法、この規定を見ますと、この規定においてはらしい患者の生

活問題については特に第六條において「生活費ヲ補助スベシ」という文字があつたのでありまして、道府県が先ず予算を組んで、生活費を補助する、この當時においても救護法というものがあつた。今日の生活保護法に當るものであります、救護法があつたが、救護法によらずして、らしい患者に對しては特別に第六條を以て生活の保護をする、そうしてこれは國家がその尻を見てやるという態勢になつておりました。即ちらしい患者の生活困難なるものについては、一般の生活保護法によらずして、つまり當時の救護法によつたというところに私は記憶をいたしておるのであります、この問題は一つの主義上の問題であつて、これは厚生省の仕事において大いにいつもそういう問題が起るものであります。生活保護法というものは、これは一般的な生活保護法、併しながらこれに對して、生活保護法だけではないに、特別の立法を以て保護すべしという問題が起ります。例へば今國會にもかつておりました、遺家族の援護の問題、或いは未亡人の福祉のために貸付金をする問題、或いは又そのほかにもいろ／＼なやほりという種類の特殊の問題がある、と思う。私はらしい患者について一般の生活保護法でいいのだという觀念が、やはりどうしても私はよく考へて見ると甚だ不満足であります。らしい患者は無論實況をする必要はありません。けれども今日の生活保護法というものは、實際運用せられておる面のことを開きますと、なか／＼峻厳であつてむずかしい。それは又さうでしょう。従つて人情民を作つてはならんというのは當然

であります。そうなければならんと思ひますが、併しらしい患者は實に氣の毒であります。つまりあの悲劇を、自分は身を引いて世の中に放けないようにする、そのために精神的には少しも異常のない立派な人間でも随分入つておられます。要するに民族全体の純潔を期するための尊い犠牲というものがあつた。私が見るのではありません。私はこの犠牲に對して、その家族が困るならば、ぎりぎりの生活保護法、一般的の生活保護法、それでいいのだという考へ方になつておる。私もその考へ方になつておる。どうしては秘密の問題がありまして、う。ありまして、私はやはり厚生大臣が、即ち國家が、私から言へば國家が、厚生大臣がやはりらしい患者の問題については特別に考へて、そうしてそれは地方庁において現実に取扱ひをいたすのもよろしいけれども、一般生活保護法以外に、適當な方法をやはり考へられて、秘密もできる限り保持できるように組織、制度を考へて、そうしてらしい患者に關する特別援護の途を開くというところは、これは非常に私を困る行政を行う上においては非常に大切なことである、と。従つて秘密と云つても、それだけで秘密のためにやるべきことをやらないで置くということには私はどうしても賛成できない、らしい患者のために、もう現に過去の法律においてはらしい患者のために「生活費ヲ補助スベシ」、そうしてその補助した生活は國家があつて尻を拭つてやる、ということが前の制度には書いてある。今度も生活保護法だけによるというのでなしに、もつと生活保護法から離れてらしい患者については特別に

見てやる、贅沢をさせるという意味ではありません。けれどもやはりらしい患者の特殊性というものをやはり見て、それはその点が秘密にぶつかるとして、ぶつかるとしてよければ、私は秘密を守るためにやるべきことをやらないのだ、という考へ方は誤りである、と思つておられます。この新しい法律においてはらしい患者に關する正当な知識を普及せしめるということがこの条文に書いてあります。らしい患者の正しい知識の普及を図る、その正しい知識とは何ぞや、秘密にし、秘密にして行くことでは私はない、血統にしろものではないのだ、伝染なのだ。だからそんなにむちやくちやに秘密にする必要はないのだ、というところに行かなければ、本當のらしい政治行政といふものはできない、と思つておられます。私はらしいの援護といふものは國民全体に對する尊い犠牲の現われである、ということ、らしい行政の、らしいに關する行政のために家族の援護に徹する、ということのために、私は特別の援護の制度及び方法を設けてもらいたい、こういう非常な切な希望を持つておるのであります。この点について大臣はどういう工合にお考へでしょう、か、その点をお伺ひしたい。

○國務大臣(山縣勝見君) 先ほど來續々申し上げております通りらしい患者を出しておられます家族、家庭に對してできるだけのこと、この困窮家庭に對して國が考へますことに對しまする基本的考へ方は續々申し上げております通りで、決してその点について先生の考へとは違つておらんのであります。ただ只今御質問がございましたが、私は答弁が間違ひますと如何かと考へますので、お許しを得て私よりちよつと申し上げたいところがあります。は、先生の仰せられるのは、生活保護法、要するに困窮家庭に對してらしい患者の特殊性を見て、その困窮家庭に對する保護に万全を期するために、いわゆる困窮家庭に對する生活保護のほかに特別のらしい対策として、らしい患者を含めたその上に何がしかのいわれる援護をすべしというお話であります、或いは現在の生活保護法に代つてその運用等の完全を期するために内容は、内容といひますとその絶対値はおなじであるが、それを別の法律でやつたほうがいいというお話であります。か。その上に更になにがしかの、生活困難者でない者については、らしい対策について何がしかをやらなければならんというお話であります、一応承わつた上でお答へをいたしたい。

○廣瀬久忠君 私の申し上げ方も足らなかつたと思ひますが、私はらしい患者だからといって決して贅沢をさせる必要はない。ただ今日の生活保護法はいけな。生活保護法では困る、生活保護法に準じて私はよろしいと思ひます。但しやはりらしい患者には特殊性がありますから、生活保護法によつた制度であつても、制度としては別にしてもいい。生活保護法でなしに別にやつてもいい。そうしてその程度についてらしい患者の特殊性といふものを考慮して、無論そう手厚くしろといふことではございません。併しながら生活保護法の通りでいいのだということも私は申しませんが、そこは厚生大臣が常識的に、そうしてらしい患者の實情に應じ適當な規定を設けられるという

誠に結構でありますが、私の希望は生活保護法によらざる制度につき御研究をなさる考えはないか、この点を伺つて見たいと思います。

○國務大臣(山縣勝見君) この点は実は我々はいらひ患者及びその家族の社会的な環境から申しまして、又又いろいろな精神的物質的の上から申しまして、我々といたしましては今後とも最善の努力をいたしますことは申すまでもないことであります。ただこれらの面について、そこで私は先ほど

が非常にこれを重大視しておりますことは、その理由は言うまでもないのです。私はここにそのじよ説は用いませせん。然るに私どもが見るところは、この法案はらい対策、引つ括めまして、これらの問題に対する政府当局の態度は、きほど重大に考えていないというような印象を受けるのであります。それで私はその点非常に遺憾とするのであります。言葉が過ぎるかわからんけれども、どうかすると軽く取扱つていふというような印象を受けるのであります。先年貞明皇后崩御に際して、この救済事業が記念事業とされて、全国からこの事業に対する寄附金を集め

案に一貫しておるのだと思う。又そういうあり方になりたい。従いまして私どもはそういうことを前提にして、この法案をいじくるについて、そういうことを生活保護法の上などであなたがたと対立しよう、それに同調させようという前提や伏線で私は言うておるのにはやない。それは別にしましょう。そういうことは別にいたしまして、関係なしとして、国が責任を持つてらい患者を癒してやるのだ、又この病気の根絶を国が力齧を入れてやつてやるのだという、そのらい対策の根幹に対する政府の所信というものを重ねて本員から承わつておきたいと思う。

○国務大臣(山縣勝見君) らい対策に關しましては、先ほど来申上げております通り、国として、今後できるだけ早く、国が中心に考えて行きたいと考えております。

○山下義信君 次に伺いたいと思いますことは、この法案の御提出に際しましては、できるだけ関係者の意向を酌み入れて、関係者の意見も十分に事前に聞いて練つてみたいという御意向の通りに承わつておるのであります。例えば衆議院の予算委員会におきまして、武藤運十郎氏の質問に対しまして、大臣は、患者たちの意見も十分に聞いて善処したいという御答弁があつたように記憶いたしております。果してきようであるといひまするならば、政府は本案を提出せられるに当りまして、どれだけ患者の意見をとりに入れられ、先ほど申上げましたように、親のごとく頼んでおります厚生大臣が、どれだけ患者の意見に耳を傾けられましたかという点につきまして伺いたいと思うのでございます。

○國務大臣(山縣勝見君) 今回の修正の箇所等につきましては、恐らく政府委員から法文等の関連を以て詳細に御説明をいたしたいと思ひますから、その煩を避けたらと思ひますが、私が武蔵委員に申し上げましたのは、らい患者等の希望等につきましては、陳情書もたび／＼参つておられますし、なお又国会の諸先生がたを通じてもたび／＼参つておられますので、その際にこの国会に或いは来るであろう患者の諸君から初めて承知をいたすという点につきましては、それらの点につきましては従来慎重に考慮をいたして、改正すべき点は改正いたしました。併し政府として最後にどうしてもこれは公衆衛生上、或いはらい治療の上から、これはできないという点はこれは最低限譲れませんかという点ですが、併しそれらの問題となつております点等につきましては、いろいろ／＼な機会、いろいろ／＼な法令等によつて承知をいたしてあります。と云うことを申し上げたのであります。

○山下義信君 私が伺ひましたのは、患者の意見を大臣がどれだけお容れになりましたか、又患者の意見をお聞きになったことがありますか、或いは又今後とも意見を聞いてみてやろうというお考えがありますか。つまり患者の意見を、親として厚生大臣がどれだけ耳をお傾けになったかというそのあなたの御熱意と言ひますか、そのお心持を承わりたいと思ふのであります。

○國務大臣(山縣勝見君) その点につきましては、例えばどの点を聞いたかという点につきましては、先ほど申した通り、詳細に政府委員から申し上げておりますから、重ねて申し上げないと思つたのであります。例えば監禁

が、従来所長の職権の行使の中に監禁という制度がございました。三十日或いは場合によつては二カ月まで延ばし得る権限を所長は持つておりました。が、かようなことはいわゆる、そのらい患者のためにもこれは修正すべきものであらう、なお又先ほど来秘密の保持の問題がありましたが、何と言つても、これはやはり又患者にとりましては秘密の保持ということは重大なことでございまして、例えば検査をいたすにいたしましても、入所の勧告をいたすにいたしましても、或いは最後の入所せしめる際の手続等につきましても、できるだけこれは従来方法によらずして、そうしてやりたい。その他、これは多少やつておりましたが、なお不十分でありましたので、厚生面につきましても、例えば、細かい話は加えまして、厚生面に關する条文を重に對する措置とか、或いはその他の問題につきましてもできる範囲においてやりたい。それから、例えば強制入所の問題につきましても、従来は当初から強制権を發動いたしましたが、これは先ず勧誘し、更に又期限をつけて入所するようにと云つて、最後にいわゆる強制権を發動するといふような、緩和をいたすとか、在所の義務につきましても或いはその他の所長のいわゆる職權行使の点につきましても、そういう關係について従来問題になつておりましたので、なお又国会等におきましていろいろ／＼御意見もありませんから、そういう点もよく聞かれます。なお各黨の意見等も政調会等において研究いたしました点を参考をいたし、或いは又その他によつて国会の意思を一応尊重

重いたして参りましたような次第であります。

なおまだ不十分な点がございまして、今後又改正すべき点は改正いたしたいと思ひます。次第であります。

○山下義信君 率直な御答弁を頂戴して多とするのであります。私は患者がいろいろ／＼大臣にお目にかかつて衷心いろいろ／＼な問題につきましては陳情いたしたいといふような願ひをいたします。と申すならば、大臣はお会い下すつて、患者の言ひ分を御聴取下さるであらうまいか、如何でございましょうか。

○國務大臣(山縣勝見君) この点につきましては、実は前回の際にこの私が参りませんでした、たゞ／＼と申すと語弊がありますが、局長或いはその他の療養所に派遣いたしまして、問題はいらぬ患者の要望いたしておる点を私が承知をいたして、それを頭に置いていろいろ／＼改正等も考へるという点とでございまして、から、らい患者の要望いたしておる点につきましては、先ほど申し上げました通りいろいろ／＼な機會、いろいろ／＼な方法或いは私に代つて省の幹部が参りまして、或いはいろいろ／＼な法律上の問題とか事実上の問題につきましては、やはり私よりも政府委員のほうがよく従来の慣例、従来のいきさつ或いは又医学的或いはその他の法律的知識も、實際の知識もあることとありますので、それらをして或いは面會せしめ、或いはそれらをして訪問せしめて、そしてそれらを総合いたして、そしてそれらを総合いたして誤りなく知悉して処置をとるのが適當であるといふことで私は参つておりますので、今後私のほうはさような意味

でらい患者の要望等も大体は只今知悉いたしておるつもりであります。又諸先生がたを通じてもたび／＼聞いておることと申します。従来そのような態度で参りましたので、今後共その点となりまして、今後の情勢のことによつてでございまして、只今までの心組を申し上げましてお答え申し上げます。

○山下義信君 私は簡単に、場合によつては、都合によつては會つてやるといふお言葉がはつきりと聞かれなかつたことを遺憾に思ふのであります。これ以上は無理なことは申上げますが、あなたのお心持が、これ以上無理なことは申上げませんが、これは申上げませんが、先般患者が陳情のために国会或いは厚生省に來たという事態、その事態につきましては先ほど廣瀬委員から質疑答へがありまして一応けりがついた形になつておるのであります。承るところによりまして、厚生省におきましてはビケ・ラインを張つて、その扱い方といふものは非常に冷徹な様子であつた。いわゆる警戒厳重おさ／＼意りなしといつたような有様であつて、先ほど私が申し上げたような、らい患者の難いところであるといふような親心のような有様が見えなかつたといふことなものであります。そういうことはまあ批評的に言ひますからよろしうが、国会の質問書に對して政府が又文書によつて答へた答弁書の中には、この予防法案については十分患者の意見を聞いて善処するといふことがあるのであります。ここへ私は資料を持つて來ておる。資料なしでは申上げません。その關係者の療養所關係或いは患者その他とある。そ

の他の意向等も十分聞いて、その提出の事前に各方面の意見を聞くことにやぶさかでない、努力するといふ御趣旨である。然るに實際はそのことが行われておらぬので、それで甚だ遺憾の意を表して質疑をいたして來たのであります。が、療養所長の意見を聞いたといふことだけは事実らしい、大臣は故意かどうか知らないのではありません。知らないのではありませんが、療養所長の意見を聞いたといふことは事実らしい。少くとも三カ所の療養所長と政府の關係者とが箱根の温泉でこの法案を相談したといふことは、そういうことがあつたと思ふ。若しなかつたと言ふならば、ここで否定をしてもいい。療養所長と相携えて温泉場での法案を研究するだけの熱意を、なぜ患者の声を傾けろといふその十分の一でも熱意を持たないかと私も言わざるを得ない。患者の声を聞くにつきましてはこれを避けて、そうしてこの法案を議するにその一部の療養所長とさうな場所において事を議するといふことは、自体甚だ私には不謹慎であると思ふ。これは実に人道上非常に重大なる問題で、私も社会党の立場ですらもかくのごとき敬意を表する。保守政の諸君なら眞明皇后と言ふならば恐懼措く能わざるその皇室とただならぬ關係にあるこの事業に對して、政府はもと熱意を傾けるべきである。而も最も同情すべきは患者だ、患者を主体にして患者のために十分慎重に熟慮しなければならぬと思ふ。にもかかわらず、その態度につきましてその経緯につきまして本員などが断に落ちません印象を受けるので、私は最前から政府の親心のことを聞いたのです。政

府の熱意を聞いたのであります。

最後に私は先般のデモ、このことは繰返して申しまして恐縮であります

が、廣瀬委員の質疑があつたのでありますから、私は重ねてこれを申し上げますが、一体国会の裏での座り込みは、あれは政府が公認をした座り込みじやないですか。政府が公認をして許しておいて、あそこでああいう座り込みをするのを許しておいて、そうしてその取捨については責任を負わない、できないということは、私は甚だ許しがたいと思う。政府が公認をしたの地点に赴くについては、国の官吏である警察所長が許可をして同行をしておる。そうして政府の当局者がその陳情団の一行に人員の制限を申入れをして二十人若しくは三十人の人数をやつてくれという話を話しておいて、話合ひをつけてあの座り込みデモをやつておる。そうして当局はあの地点に行つて患者と種々に折衝というか、話合ひというか、やつておるのである。若しこの事態を政府としては許さん、かような事態は好ましくないというならば、なぜ禁止し、なぜこれを初めからやらさんようにしなかつたか。私どもがこの経過を見ておるといふと、あれは政府が許しておる。政府が認めておる。そうしてあの退去を私どもが言う、で、できませんと言う。できませんことをなせ初めからやらしたかと言わざるを得ません。私どもはそういう事態を見ておりますことから考えますと、今後同様な事態があつたときには政府は如何なる態度をとるのか、一切許しませんか、かくのごとき態度を繰返ささんように保証されますか、そういう

事態が起きましたら責任をおとりになりますか、ということをお私は何つておきたい。

○國務大臣(山縣勝見君) 先般の事態につきましても、先ほど廣瀬委員からのお話に対して私は遺憾の意を表しましたのであります。当時の事情を詳細に後ほど報告を受けたのでありますから、事実が間違つておりましたといけませんから、これは先ほど遺憾の意を表しましたことでもつて御了承願ひたいと思ひます。今後の問題につきましては、先ほどこれ又廣瀬委員に答へました通り、法の適用或いは運用等について当時東京都との間に、私は法の解釈と申しましたが、解釈といふのは字義等の解釈について異見がありまして、その間ああいふふいふ事態が起つて、本當を申しますれば私は政府が公認したとかなんといふことに結果は或いは相成りますけれども、私が報告を受けたところでは、何とかしてまあ穏やかに、あれが分散いたすということになれば公衆衛生上いろいろ困難もあるであらうから、一応あの地域に集めておいていろいろ公衆にも迷惑をかけないようにその間説得をいたして、できるだけ勧奨をして帰そう、その間に或いは字義等の問題について法の運用に対して東京都との間に話がつきますのが遅れましたいろいろなことでああいふふいふ事態になりましたと私は解釈をいたしておりました。当時おりませんから、或いは間違つておつてはいけません、さようにに解釈いたしております。ただいすれにいたしましても、今回のことは遺憾でありますから、今後あの事態が起ります

した原因又あの実情に鑑みまして、あの例に例へば法の運用或いは字義の解釈等に対して困難がありましたことは、その後打合はしたようでありまして、その後さうなことの無いように最善を尽くしたい、さように考えておる次第であります。

○山下義信君 先ほど廣瀬委員との質疑されました生活保護関係の点であります。私はここで聞き間違えたのか知りませんが、極めて大切な点でありまして、もう一度私からも確かめておきたいのであります。質疑の要点は、らい患者という特殊な対象に対して国家が或る程度の強制力をもつて自由を束縛し或いは職業或いはその他の制約を加えて行くこの事態に対して、この特殊な対象に対して生活保護といふものをどう考えておるかという御質問であつたと思ふ。然るに厚生大臣の御答弁は、らい患者という対象に對する生活保護の問題でなくして、一般的生活困窮者に対する対策としてお答えになつたようでありまして、大臣の御答弁と質問者の質問と多少の食い違ひがあるやうな感を受けたのであります。私が改めて私の聞き間違ひであるかも知れませんが、伺ひますのは、らい患者という特殊の対象に對する生活保護も同じように一般の生活困窮者に対する対策をただこれを適用するといふにとどまるのかどうかといふ点を伺つておきたいと思ふ。

○國務大臣(山縣勝見君) 實はさうな只今お尋ねのやうな疑念も私が持ちましたので、重ねて委員長のお許しを得て質問をいたしましたところが、大體いろいろ言葉のあやもございまして、が、らい患者の困窮の家族に對して適用する、而もその困窮の家族に對してそう贅沢はすべきでないから、生活保護法と大體同じ内容のものを適用する、併しそれは今の生活保護法のあの方法ではいかに不便法でやつてはどうかという御質問に私は要約いたしましたので、さうに承りましたので、まあさうに質問いたして私は答へを得ましたので、それは只今の法の体系からいいますと、生活保護法は無差別平等であつて、困窮者に対してはその前の原因如何を問はずやつておりますので、只今の法体系、而もその法は国会の命ずるところによつて政府は行政せざるを得ませんから、その家族に對しましては生活保護法を適用いたします。併しその運用につきましては從來いろいろ或いは万全でない遺憾の点もございまして、さういふから、その点に對しましてはこれは特に法の運用といふことの面もありまして、法の運用の面においてらい患者の特殊性を考えて、これは手心といふことを申しては非常に法律の運用にはいけない言葉でありますけれども、併しやはりこのミーンズ・テストにいたしましてもいろいろなことにはいたしましても、やはりらい患者の特殊性といふことを頭において、いろいろな生計の調査等、我々は生活保護をいたすときには、やはり一つの精神的には或いは大きな要因にもなると思ひますから、運用の面においてはらい患者の特殊性を考えてやつて行きたい、かように申し上げた次第であります。だから、結論は法律論をいたしましては今お尋ねの通り生活保護法で以てやらざるを得ないと、かようなことであります。

○山下義信君 生活保護法の運用の面に手心を加えるといふことは、私は厚生大臣は手心を加えると言つた或いは語弊があるかも知れらんとおつしやうたが、私はそうではないと思ふ。その答弁はその点に關する限りは正しいと思ふ。私どもは生活保護法は絶対もう不動な幅のない法律とは考えていないのです。殊に同法の第三条であります。この法の運用については相当弾力性を……、この法は實際に順応しまするやうに法の運用については原則を掲げてある、幅を持たせてある。それで私どもは手心をいたしたからと言つて、決して生活保護法の運用の原則を破るものでもなければ、むしろ手心があつて事態に即応するやうな運用こそ望ましいのです。先ほどの御答弁の中で厚生大臣は戦争未亡人に關する事例をお出しになりましたが、戦争未亡人といふ患者とは違ひますことは、これは本質的に申すまでもありませんが、戦争未亡人に對します生活保護法の適用につきましても十分幅を持つて、実情に即応するやうな弾力的運用をするという当局の答弁は今日もなお残つておるのです。で、運用について手心を加えられる、或いはその取扱の事務に當るものについての含みのある御答弁でありましたが、これは當然であります。私どもがお尋ねしたいのは生活保護法の即ち実情に即応するやうな、らい患者という特殊の対象に即応するやうなこの法の適用に當つて、まあ同じやうな言葉でありまして、けれども、運用でなくして適用に當つて、この生活保護法を適用するといふ困窮の程度、その困窮と認定する程度、これが生活保護法の一般の程度と

同じようにするというならば、何も変ったことはない。ただ取扱う係員を甲から乙へというだけのものなんです。それでそれも全然無意味とはいひませんけれども、適用の生活困窮の基準の程度又加える保護の程度、これが生活保護法は画一に行つていない。ラジオを持つてゐる者に与える場合もあるでしょう。風呂釜を持つてゐる者に与える場合もあるでしょう。場合によつてはラジオがなくても適用しない場合もある。それでその困窮という程度、或いはこれに与える保護の程度というものに弾力ある幅を持つのか持たんのかという点を私としても伺つておきたいと思つております。

○國務大臣(山縣勝見君) この点は多少技術的になりますし、私はその法の適用の精神、考え方は先ほど申述べました通りであります。それを如何に具体的に適用するかという点につきましては、政府委員から御答弁いたします。

○政府委員(安田巖君) 生活保護法の運用の面から申しますと、やはり一人一人の場合によつて違ふと思ひますが、併し現在の生活保護法によるところの保護の基準というものを要するといふわけにはいかんのではないか。

〔委員長退席 理事大谷繁潤君着席〕

併し、先ほどもお述べになりましたように、収入の認定というやうな問題につきましては、らい患者のあとに残りました家族については、いろいろと特殊の考慮することが正しいことではないか、そういうふうにご考慮しております。

○山下義信君 私に社会局長の答弁

では、これはらい患者でなく一般の原則をお述べになつた。我々が聞いておることは、このらい患者の對象の特殊性なんです。これは普通の困窮の狀態の、その狀態のところを押えて一般的に言つておるのではない、このらい患者の特殊性、國家の法律の命令を以て、先ほどからもしばしば繰返されておるその絶対命令で以て隔離して行くというその事態に對して、そういう特殊性に對して、その生活保護をして行くという上について、一般に對するところの適用と同じやうな適用をやるのか、そしてただその事務の運び方だけで若干のほかの方法を講ずる。ただその適用ということについては他の對象者に対すると同様な扱いをするのかどうかということをお願いしておる。なぜ同様な扱いをしなければならぬか。らい患者という特殊性に對しても、それなら國が法律の力によつてそういう狀態に陥つたものには何ら生活の援護も、遺族の援護も何もする必要はない。國の命令によつて、強権によつて処置したその對象者に対する狀態に對してはいろいろならぬ施策が行われておる。それで生活保護法につきましても、私はこのらい患者という對象者に對してはいいか、せんがいか、という議論をするわけじやありません。討論をしようとは思ひませせん。

が、當局のほうでは生活保護法でその問題をカバーして行くだけのその適用の妙味というものが一体あるのかないのか、全然ないのか、あるのかということをお願いしたい、こう思う。

○政府委員(安田巖君) 御質問の趣旨が、このらい患者の家族であるからして、一般の要保護者の家庭よりも高い水準の援護を与えるべきだというやうな御質問でございましたらば、例えば現在東京におきましても五人世帯御承知のやうに八千円というベースを持つておりますが、それを要するの生活保護法の建前上工合が悪いのではないかと思ひます。

〔理事大谷繁潤君退席 委員長着席〕

併し適用につきまして、運用につきましては先ほどから大臣がいろいろ答へられておりますやうに、らい患者の家族の特殊性というものを大いに斟酌すべきだと考えております。

○山下義信君 大事なことでありますから、くどいようであります。そのらい患者の特殊性ということに認めて斟酌すべきだといふ、この斟酌というのはどういふところを斟酌するのか、例えば扶助額はこれはもう決定してあるから八千円、これは動かすことはできませんけれども、収入の認定といふことで考えられることもあつてしよう。又適用する困窮の狀態、もう全く何にもなくなつた、一般に要求するがごときあの困窮の程度を期待しておるか、その困窮という程度も又あるでしよう。ですから、保護の基準の上におきましては表高の八千円、七千五百円を要するといふことはできなくても、今さつき大臣がミーンズ・テストと言つたが、即ちそれなんです。でありますから、収入の点等についてこの幅があるのか、或いは又困窮の認定の程度について幅があるのかといふことを伺つておるのです。それが全然幅がないのかどうかといふことなんです。

○政府委員(安田巖君) 生活保護法の適用でございしますから、總括的にらい患者の家族ならどう、そうでない者ならどうというふうに一般的な話ができないうのを遺憾とするのであります。やはり個々の世帯を調べてみてその際らい患者の家族であるためにいろいろと不利を受けているだらう、そういうやうなことで先ほどから申した通り収入の認定その他について私は斟酌したかどうかという考えを持つておるわけなんです。そのほからい患者の家族のそういうミーンズ・テストをいたします手続きにおきまして、先ほどから問題になつておりますところの秘密の保持その他につきましても、もつと適切な方法を考へ得るのではないかとこのことを申しました。

○山下義信君 これは速記が残つておりますから後で見ますが、何度繰返しても結局要領を得ん。結局政府のほうではもうわかつておることを聞く方が野暮なんです。それでいわけ生活保護法の一線を、これを崩さんという考へ方で、要するところ、ただ事務の取扱について若干の改正といふか、それをやつて見ようというだけであつて、このらい患者を強制収容することによつてその生存権を奪うて行く、その自由を束縛をして行く、そういう事態に對する特殊のこの對象に對して生活の保障について十分親心を出してやろう、それで生活保護法で若しやれるならばやはり得る範囲内で保護の程度について困窮の認定の程度についても弾力のある運用をして行くといふ確言をなさらん。これが遺族の援護であるとか戦争未亡人のやうな場合に我々が論議するといふ十分幅をもつてやります、実情に即応するようにやります、こうおつしやつた、何回も答弁せ

られた。國會の記録に明白なんです。私もそれはそれよりも以上に悲惨な状態であると思はれる、私がそういうかたがたに甲乙をつけようとは思ひませんが、遺族のかたへでも或いは戦争未亡人の方でも、そのお氣の毒な状態は甲乙はございませんけれども、社会から強制的に隔離するといふことは戦争遺族にも戦争未亡人にもないのです。こちらのらい患者に對しては或いは場合によつては永久に社会から隔離するのです。それを國が法律で要請しておる。その對象者に對して戦争未亡人を實例に出されたり或いは一般の原則をもつていつまでも不得要領な御答弁をなさるといふことは、この種の特殊の對象に對して國が強権を以て社会から隔離をしておきながら、その生活に對する保障に對しての厚い政府當局の親心といふものはないものであるといふ印象を私は受けたのです。それで私は質疑を終ります。若しそうでないとおつしやるならば、どうか一つこの機會に政府の態度を明確にしておいて頂きたいと思ひます。私は最後にこの際警告いたしておきたいと思ひます。私はあらかじめ政府の御注意を喚起したいと思ふ。この点は或は他の委員から御発言があるかも知れませんが私には差控えますが、時と場合によりましてといふと私は不祥事件が起きますのではないかといふことを非常に憂慮しております。私はこれを決して威嚇的に申しません、私はこの事態の推移いかんによりますしては非常に憂慮すべき事態が起きますのではないかといふことを恐れております。きよやうな事態が起きましたときには政府の責任であるといふことをここで明確にいたしておきまし

て、私の質問を終つておきます。
○委員長(堂森芳夫君) ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて下さい。

○湯山勇君 今、広瀬委員からもうい患者の特殊性、それから山下委員からも特殊性ということについて生活保護法の適用についての御質問があつたわけですが、これは私は同じことを別な方面からお尋ねしたいと思うのです。強制収容ということがどのような方法をとるにもせよ、行われる以上は、それによつてその患者を出した家庭には経済的な損害があると思うのです。それについて補償ということについては大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(山縣勝見君) 先程来る御答弁申上げておる通りでございます。

○湯山勇君 それでは強制収容したことによつて経済的な損害、これは生活困窮とか何とかいうことでなくて、本人が従来一カ月五千円なら五千円稼いでいたものが、ともかくもその家庭ではなくなるわけです。そういうことについては、これはもう仕方がないというように御放置になるのか、或いはそういう点については別に考えようという御意図があるのか、その点を……。

○國務大臣(山縣勝見君) 先ほど来る申し上げにおる通りでありまして、生活の困窮者に対して政府は法律又は法律の適用に際して十分考へて行きたる、かように申上げたのであります。

○湯山勇君 つまり別に悪いことをしたわけでもありませんし、法に従つて収容されたために、その家庭は損害を

こうむるということなので、現在生活保護法を適用することになれば、問題があると思うのです、全部に対して併しなからそういう受けた損害に対しての補償ということであれば別に考えてもいいのではないかと、このことを考へるの、この点は如何でしょうか。

○國務大臣(山縣勝見君) これ又先程来たびん、申上げておるようなことございまして、只今そういう困難しておる困難ならい家庭に對しましては、氣持の上におきましては何とかしたいと思つておりますけれども、只今のところでは只今仰せのような措置を直ちにすることはできない事情であります。

○湯山勇君 只今直ちにすることはできないとおしやつたのでございまして、が、そういう点についても考慮しなければならぬということはお考えになりますのでございませうか。

○國務大臣(山縣勝見君) これ又先程申上げておる通り、厚生省の立場といたしましてはいろいろ同様或いはそれと似たような事案もあつたから、それらの点につきましては総合的にいろいろと考へて行きたいと思へておると申上げておる通りでございます。

○湯山勇君 それではこの次にします。

○藤原道子君 この問題だけ……、私も同じことを伺うことになるのですけれども、先程から聞いていますと私は納得ができません。いろいろというものは極く限られた人数なんです。ですから一家の働きの中心をなしている人が療養所へ入所するというような場合には、家族全体の生活が非常に困難に陥ることは明らかなんです。それが一年

とか二年で必ず帰れるというのではなくて相当長期に亘つての療養を止むを得ず家族と隔離の上において行わなければならない。即ち家庭生活というものは破壊されてしまふんです。であると同時に又一方政府がこんな大騒ぎをしながら、このらい予防法の審議をいたしておりますのは、一時も早く患者に療養の機会を与へたい、と同時に社会の公共の福祉ということを考へるときにそれを念願されて、こうした法案が審議されておると思う。それならばこの重大な問題に對して若し仮りに家族の生活を補償したといつたしまして、その金額は僅かだと思ふ。無理に強制収容しなくても、患者は本當に療養所が真に自分の病氣を癒すことがで

きるんだ。安んじて療養することができるんだという安心感、と同時に社会の偏見、これを政府のこの第二条に努めますように正當な知識の普及に努めるといふことが励行されることと併せまして家族の生活の不安がなくなる。この三つが揃ひましたならば、何にも私は苦勞しなくても患者は喜んで療養所へ入ると思ふんです。それにもか

かわらずこの一つもなされてない。一体今まで啓蒙教育普及といふことをして来たかどうかといふことになる、殆んどやつておりません。それから厚生大臣は今までのらい療養所へおいでになつて直接患者の療養のあり方を御覧になつたことがあるでしようか。先程来同僚山下議員からいろいろお話のございましたように、誠に不幸な人なんです。本人が好んでなつたわけではない、不幸にしてこういう病氣にかつたためにあつた不幸な状態に陥つておる人なんです。ところがこ

れは療養所というのは名ばかりです。第一法律の精神だつて療養所の精神であるか、収容所の精神であるかといふことは非常に疑問なんです。ところが問題なんです。そこで山下さんが言われたように、温かい愛情さえあれば万事解決するといふことはそこにある、従いまして私は先ほどの委員会におきまして、参考人と呼んでいろいろ伺ひいたしましたけれども、生活保護法の適用になつてから非常に思うようにいかない、二割の地方負担があるといふことが伺ひをして、生活保護法の一つの大きな弊があるといふことが伺ひをして、患者の家庭に適用することが困難だ、又長野県のごときは、園長さんからも、いろいろ生活保護法を適用してやりたいと思つて、いろいろ幾ら聞き合はしても返事もよこさない、療養所にはこんな書類が山になつておる、こういう事態を實際に見たときに、療養所に行きたいと思つても行けないやあやしませんか、あなたも私も肉親に對する気持は変りないと思ふ、こういう点をお考えになるならば、固いことばかりおつしやらないで、もつと人間的な愛情を持つて、法は運営にあると同時に、生活保護法はそういうふうにとりかゝるものでないとおつしやるならば、私は手許に頂戴しました合衆国の国立らい療養所設置法、この中にございましてけれども、療養しなればならぬ患者に對しては、家族の費用を、何といひますか、毎月家族扶助料を受ける資格が与えられる、こうして家族には、妻には幾ら、両親に幾らというふうになつて規定したことが行われておるのです。私はこの精神がなければ、らいの行政は万全を期するこ

とは、どんな法律を作つたつて私はできないと思ふのであります。でござい

ますから、この点に對して大臣はどういうふうにお考えになるか、一歩進んだ……、あなたは何かこの問題を

らそう……とお考えにならないで、これだけ世間を騒がしておる問題をどうしたら早く收拾することが出来るか、將來どうしたらこの問題の目的を達成できるかといふ観点に立つて、一つお答え願ひたい。

○國務大臣(山縣勝見君) 先ほど幾々申上げておる通り、らい患者、らい家庭に對します心持は先生と同様であります。只今法案の審議でありますから、法案の審議に關します範圍におきましては、先ほど申上げておる通りであります。

○藤原道子君 何だか吉田総理に質問しておるような氣がして、いつもの山縣さんとは違ふのです。もつと山縣さんらしい答弁をしてもらいたい、私は先ほど申上げておる通りで、納得がいかなければ質問をしておるのです。ですから生活保護法がどうしてもそれで適用ができないとおつしやるならば、別途の特別措置をおとりになるお考えはないか、そうすることがらひの問題を解決する大きな鍵だといふことを私は申上げたい。それに對しての大

臣のお答を聞きたい。

○國務大臣(山縣勝見君) 同様な御質問がたびたびございまして、それに対する答を申上げておる通り、山下先生も廣瀬先生も同様の、或いはそれに類する御質問がございまして、それに對しまして生活保護法に關して御答弁を申上げておる通り、言葉がいろいろ變りまして、又誤解を

招きましてはいけませんから、先ほど来御答弁を申し上げた通りであります。

○藤原道子君 それでは生活保護法に對して、そういうふうなお考えですが、生活保護法が駄目だということなら、特別措置によつて解決なさるお考えがありますか、前にはあつたのです。旧法には。

○国務大臣(山縣勝見君) 特別措置とはどういふことでありますか。

○藤原道子君 生活保護法によらずして、預り防法の中において、患者の生活を保障するとか何とかという事で……

○国務大臣(山縣勝見君) 同様の御質問が廣瀬先生その他からございまして、それに対してお答え申上げております。言葉が二、三重復すると又如何なものと思ひますから、その答弁は速記録等によつて御承知願ひたい。

○藤原道子君 話にならんから今日は質問やめます。その代り大臣に、この次にほかの面での質問がございまして、是非出席して頂きたい。

○湯山勇君 これは大臣からでなくともいいのです。ほかのかたでも結構ですからお答え願ひたいと思ひます。大臣はお聞きになるだけ聞いて頂きたい。学校へ子供をやつてゐる場合、高等学校、大学へ子供をやつてゐる、この主人が患者として強制収用を受けたために、その子供たちが学校をやめなくちやならない、そういうことになつた場合は一体どうお考えになりますか。どういふ方法が、その場合に救済の方法としてとれますか。

○政府委員(安田慶君) そういう場合まだ考へて見たことがございませぬけれども、先ほどから申しますように、生活保護法の適用をいたします以上

は、いわゆる生活の保障と言ひますか、入所いたしましたことに対する保障というふうな考え方では、生活保護法の建前から申しますと、運用ができません。併し運用いたされる範囲内で、法律に規定された範囲内におきましては、大臣もたび／＼申されましたように、できるだけ収入その他につきましても、私ども便宜考へたいと思つております。今のようなお話は普通の場合では適用にならないのでありますけれども、何かこの辺を別な支出にするとかというふうなことを工夫して、當てはまるようなことも研究してみたいと思ひます。

○湯山勇君 そういうのが救われないうことだけ、大臣御認識願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 それではこの次に大臣はいつて来てもらえますでしょうか。

○委員(堂森芳夫君) この問題に關してですか。

ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(堂森芳夫君) 速記を始め

厚生大臣に對する質疑はこのくらいで今日は終りたいと存じます。それでは本案の質疑はこの程度にいたします。委員(堂森芳夫君) 次に健康保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案を議題といたしたいと存じます。如何でございましょうか。

○委員(堂森芳夫君) それでは質疑に移りたいと存じます。

○湯山勇君 質疑ではないのですけれども、質疑というか、法案についての質疑ではないのですが、最初お尋ねいたしたいと思ひます。本法案は衆議院におきましては附帯決議がついて議決になつたというのを聞いておりまして、そのことは本委員会に對しては御報告があつたのですか。或いはこれは全然別個ですか、そういうことの御報告は必要ないのでございまして、その点先ずお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 私のほうから御報告をいたすことではないと思ひまして申し上げなかつたのであります。が、附帯決議が付きましては事実でございまして、それは給付期間の三年延長等によつて健康保険財政が困難になる向もありまゝるので、そういうことを考へて健康保険に對しても療養給付費に對する国庫の補助を実現するようになすべきである、こういうような内容であると思ひます。

○湯山勇君 私はこの附帯決議は文章としては存じておるのでございまして、ただこの中に諸懸案というふうなものがあつたから、そういう点についても御報告があれば非常に本委員会の審議に好都合だと思ひます。そういう点からこの附帯決議の内容につきましてもお尋ねしたいと思ひますが、そういうことはこの委員会ではできるのかできないのか、一つ委員長如何でございましょうか。

○政府委員(久下勝次君) 諸懸案の解決というふうな文字がありましたが、承知をいたしてございまして、実はその内容が具体的にどういふものを予想してございまして、すでに討論の際においての衆議院厚生委員会の発言で

ございまして、私どもとしては具體的にこの点を明白にいたすことはできないのでございまして、ただ審議の途中におきまして特に問題になりまして主要な点を申し上げますと、本委員会でも問題になつておりましたと同様に、傷病手当金の給付期間が現状のまま今度の改正案では据え置かれておるようなことがございまして、或いはその他万般に亘りというふうな意味に私は受けておるものでございまして。

○湯山勇君 では内容について一つお伺ひします。他の問題については前回質問いたしましたので、残つた問題についてお尋ねしたいと思ひます。

傷病手当の支給につきまして三日間の待機期間を置くというものは一部の不正なものを除去するためにするんだというふうに承つておりましたが、それに間違ひございませぬでしょうか。

○政府委員(久下勝次君) 原則的にはさうなものでございまして。ただ附帯加えて申し上げますと、ちよつと一日病気で休んだというふうなことに對して一々その都度傷病手当金を支払うということになりまゝと、のち／＼、病気のことでありますし、のち／＼、病から実証も困難でありますし、必ずしも不正であるという断定のいたし難いような場合、いろ／＼議論の起る場合が多々ございまして。三日／＼の待機期間を置くということによつて事実病気であつたという事実、これは入院いたすいたさないにかかわらず、明白にするというふうなことも考へられますので、さうな点も考慮して待機期間を置いてあるものであります。

○湯山勇君 これは甚だ今日の医学の進歩した中におきましては不合理では

ないかと思ひます。現に今予算委員会が審議されております今回修正になつた予算の中には、利子補給を二十五年度に遡つて出すというふうな例もあるのですが、この事実の認定に日が要するといふのであれば遡つて事務の発生した日から支給するといふようなことには考へられないのでございまして。

○政府委員(久下勝次君) 先ほど申し上げましたように、待機期間でありますとか或いはその他の資格期間におきましては、いわゆる適選の可否というものが原則的な考へでございまして。ただ私が附帯加えて申したのが今申上げたやうな事情もあるものでございまして、この点は必要がないという議論も成り立ち得ると思ひますけれども、只今の制度のもとにおきまして、私どもとしてはこれを配慮するといふことは問題にはやはり給付費の増進にもなることではあります。それらの点も考慮いたさなければならぬので、同時に又適選という問題につきましましては、これはやはり真剣に多数の被保険者の利益ということも考へまして検討を要する問題だといふふうに考へておるのであります。

○湯山勇君 それでは今のお話は、一つは財政的な事情と、それから適選という場合は一体患者に信頼がおけないといふようなことなんでしょうか。それを診断した医師に信頼がおけない、まあ非常に割り切り方が客観的過ぎるかと思ひますけれども、どちらに比較的大きい要素があるかと思ひになるわけではございまして。

○政府委員(久下勝次君) どうもそう

いうふうになりますと、ちよつと私も自信をもつてお答えいたしかねますが、重点がどちらにあるかということになりますと、私は両方だということふうに思ひます。

○湯山勇君 次に傷病手当が国家公務員或いは公務員の共済組合では十分の八になつておるのですが、健康保険では十分の六になつておるわけですが、これは十分の八に揃えたいのだけれども財政的にできないのか、本質的にそうすべき理由があるのか、この点を御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 傷病手当金の支給率につきましては只今のところの考え方としては、私どもは十分の六で妥当であると考えておるものであります。

○湯山勇君 それは妥当であるとかないとかいふやなくて、どういふ理論に立つてそういう差をお付けになつたかということをお聞きしておるわけですか。

○政府委員(久下勝次君) 十分の六でなければならぬ、十分の七でも十分の五でもいけないというやうな理論はあり得ないと思ひます。問題は結局どの程度出すのが、支給するのが適当であるかという、いわゆる私が申し上げた妥当論になるのであります。

○湯山勇君 それではお尋ねのしかたを変えまして、共済組合と差を付けるということはどういう理由でございませうか。

○政府委員(久下勝次君) これはまあ保険の建前、それ／＼の保険のものの考え方の問題でありますので、私の今考えておりますのは、共済組合制度と同一にする必要を認めてないという

ことであります。

○湯山勇君 その点につきましては、私は御説明では納得しかねる点があるのですけれども、なお御研究頂きましてはつきりした根拠をお示し頂きたいと思ひます。

なお續いてお尋ねいたしますが、保険がこういうふうになら／＼になつて来ますと、こういう差ができることによつて、その差に対する不信感から、つまり何と申しますか、不満なところから保険全体の発達を阻害するといふやうな傾向も或いは出て来るのではないかとこのことを心配いたしております。

例へば健康保険では国庫負担は現在のところなされてない、それに対して国保のほうには負担されているとか或いは公務員の場合は三年間の傷病給付がなされるのに健康保険はなされない、そういう差別扱いがその保険制度の発達を阻害するといふやうなことが多々あるんじゃないかと思ひます。これらの点について今後どういふふうになつて行こうとお考えになつていらつしやいますか、御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 前々から社会保険制度審議会の勧告等その他いろいろな方面からの御意見がございまして、社会保険制度の実現、つまり各種社会保険制度の擁護というやうなことは私どもとしても将来の行き方としては考へて行かなければならぬものと思つております。ただ併しなからこれを現在あるがままの各種保険制度を見ますと、確かにお話のように、それぞれ差違がございまして、併しなからそれぞれ差違は、又それ／＼の制度に特殊の事情に基づき、それ／＼の制度の

本質上そうならざるを得ないやうな状態におかれておる部分が多いと思ひます。勿論御引例のやうな傷病手当金の支給の期間等については、これは越えがたい問題ではないと思ひますし、私どもとしてもこの調整をいたすべく最も早く努力をいたさなければならぬものと思つております。ただ問題は、そういうやうな各種保険の違いを、高いところと合わせるか、低いところと合わせるかといふやうな問題が、具体的な問題としては大きな問題でございまして、高いところと合わせるといふことは、各種保険の実情から申しまして、まあ低いほうを高く上げるためには無理がございまして、そういうやうな点で、私ども理想とし、或いは方針としては考へなければならぬと思ひながらも、簡単に手がつけられないといふのが現状でございまして。

○湯山勇君 局長のおつしやることはよくわかります。こういう発足段階におきましては、どれからでも、少しづつでも伸ばしていって、結局あとで揃えていくという考へ方は確かに成り立つと思ひます。但しその場合には、それを先にして、それを後にするやうなことは、これは、組合員に納得のいく説明ができない限り、むしろ逆効果があると思ひます。こういう点については、今後十分御注意を願ひたいといふ言ひ方は失礼であると思ひますけれども、御留意願ひたいと思ひます。

次に厚生年金についてお尋ねいたしますが、これにつきましては、實際的に御改正になるという御意図があるといふことを承わつておりますが、その内容はどのやうなものでし

うか、すでに御説明になられたものでしたら、私あとで個人的にお聞きしてもよろしいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 厚生年金保険法の根本改正につきましては、すでに昨年来私どもとしては手をつけておりまして、簡単に経過を申し上げますと、昨年の秋、一応の厚生省試案とも申すべきものを作りまして、社会保険審議会に懇談の形式で御相談を申し上げたのであります。この内容につきましては、先日の山下委員の御要求もございまして、それと同じものを社会保険制度審議会に御相談を上げたことがありまして、御説明をした機会がありましたので、そのものをお手許にお配りしたはずでございまして。これは昨年の十月頃に、私たちとして、一応厚生省内部で得ました成案でございまして、成案と申しますより試案でございまして、社会保険審議会に懇談の形式で御相談をしましたところ、勞使、中立、各方面の意見が、非常に基本的な問題に觸れた意見が出て参りまして、揃一するところがなかつたのでございまして。そこで止むを得ず、予算の時期にもなりましたので、一応懇談の形式の会合を閉じまして、その後それらの各方面の意見を参考にいたしました。この春以来私どものほうの手許で当初の試案を若干修正をいたすやうな気持ちで、成案を急いでおる次第であります。まだお見せするところまで固まつておりませんので申し上げられませんが、当初の私どもの案に比較して変更をいたさなければならぬまいという考へでやつておるものであります。

○湯山勇君 すでに十一月の一日からは、炭労に対しては年金が支給されることになるわけですが、現在年額三千六百円も納めておるものが、この適用を受けた場合には一千二百円ぐらゐしかもらえない、これは非常に矛盾しておりますので、御改正の意図をお持ちになつておることは今承わりました。少くともこれが支給されるまでには御改正を頂かないと、もつたものがこれじやどうにもならないといふことになれば、この制度全体へ大きい影響があると思ひますので、十一月一日支給されるまでに、何とか改正の措置がとられるのかどうか、その点について、お答え頂きたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 只今おつしやいましたのは、私どもは十二月から抗内夫が養老年金の受給資格を獲得いたします。これに間に合いますやうに成案を得るつもりでやつておるのでございまして。具体的に申し上げますと、若しこの秋に臨時国会があるといたしますれば、その際にはいづれにしまして国会で御審議を頂くやうな段取りに取次でございまして。

○湯山勇君 今の点、大変よくわかりました。是非そういうふうにして頂きたいと思ひます。最後にお尋ねいたしたいのは、厚生年金のことですが、これは現在在職者の意思を質することなく、単に資金運用部資金として用いられております。これは曾ての郵便保険年金が同じやうな扱いを受けていたのに対し、全国的に非常に大きな運動が起りましたために現在あのように、半額は地方のほうへ使うといふやうなこ

とになつておるわけです。これは成るほど労働者の福利施設というふうな形で、労働者の住宅というふうなふうにも振向けられてはおりますけれども、その実質は、労働者の住宅というものは、本来使用者が作るべきものなので、作つたあとのものは、やはり使用者側に残るべきものです。むしろこの積立金を、積立てた労働者のために用ゐることであれば、将来も労働者の役に立つような、従つて或いは厚生年金の性質から言へば、将来は自分のものになるというふうな楽しみのあるような例えは労働者住宅でなければならぬと思うのですけれども、現在そのような運営が全然なされてない。で、これは早急にやはり厚生省当局が、簡単に大蔵省へ交渉だけしたのでは駄目なのであつて、先例もあることですから、あの郵政省あたりがやつたような、ああいう大きな運動を起して、成るべく早い機会に、これは本当に積立者の意思によるような、人に使わせるような方法を講ずる御意思があるかどうか、或いはそれについて具体的な方法をお考えになつていらつしやるかどうか、その点について御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 厚生年金保険の積立金を、全部国家資金の運用の枠からはずまして、別途の運用をするということにつきましては、私も私どもとしてはまだそこまでの結論を得ておらないのであります。その点は折角検討をいたしております。只今郵便年金の例を挙げてお話をございましたが、若干これは事情の違ひ点がございまして、連合軍司令部の指令によつて、国家資金に繰入られるものは、郵便年金のほうは別途の運用をしておつた。厚生年金は、最初から国家資金の中に組入れられておるわけで、その辺の事情が若干違ひますので、このような要求には簡単に参るまいと思つておりますが、なおこれは資金運用を確実にしていくというふうな問題も絡んで、相当根本的に検討をいたさなければならぬと思つております。ただ具体的に只今お話のありました還元融資の問題につきましては、すでに昭和二十七年におきまして住宅施設に十億、それから病院施設に六億の還元融資をいたしまして、これは直接各地方公共団体を通じて、直接厚生年金保険の被保険者のおる事業所に主として貸付をいたします。本年度におきましては、総額二十五億に増額されました。すでに資金運用部の運用計画も決定をいたしたわけでありまして、私どもの考えとしては、そのうち二十億程度を住宅に廻して行く、五億程度を医療施設に廻したというふうなことで今関係省と打合せをいたしておるような次第でございます。

○湯山勇君 勿論病院施設になることは大変結構だと思ひます。ただ今の住宅の積立金の全部の意思によらないで、運用がなされておるのが実情なんです。こういう全体の問題について、この積立金の使途、或いはその中から還元されたものの等の使途については、やはり積立てた者の意思がもつと反映するような方法を講じない限り、この円滑な運営というものは困難を増すばかりだと思ひます。或いはもつと言へば、疑惑を増すことさえも考えられないことではないのであつて、その点については十分御検討を頂きたいと思ひます。以上であります。

○高野一夫君 私は健康保険のこの給付期間の延長ですね、これに関連しまして、給付費というものは、国庫負担というものを附帯決議で出したいという、私は個人的には、そういう気持を持っております。ところがどれくらい金がかかるかという、百億くらい金がかかるということですから、予算の見込がつかないかということ、その見込を調べる必要があると思ひます。見込のないものを幾ら決議しても仕様がなないと思ひますから、少しそれを調べて、明日でも意見を述べたいと思ひます。それから、或いは質疑をするかも知れませんが、健康保険の問題は、今日はこのくらいで打切つて、明日にでも延ばして頂きたいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(堂森芳夫君) 本日は両法案の質疑はこれくらいにいたしたいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○政府委員(久下勝次君) 先ず現在の制度から御説明を申し上げて、改正をいたします趣旨の御了解を頂きたいと思ひます。御案内でもあらうかと思ひますが、厚生省所管の社会保険の保険給付に對して不服のあります者は、先ず各都道府県に置いてあります社会保険、独立制の社会保険審査官がおります。それに申立をいたします。その採決があらうした場合に、なお不服のあります者は、厚生省に置かれております社会保険審査会に不服の申立ができることになつておるのであります。社会保険審査会の審査になお不服がありまゝる場合には、一般の法律に基きまして、通常裁判所に訴出できるというふうな措置が取られておるのであります。問題となりますのは、今の二つの社会保険審査官、及び社会保険審査官のうち社会保険審査会に關係するものが最も多いのでございまして、改正の主眼もこの点に置いた次第でございます。現在の社会保険審査会と申しますのは、健康保険、厚生年金保険、船員保険、この三つの法律に基づいて、それぞれ労働、中立に各二名ずつの委員を委嘱いたしまして、全体として十八名の臨時職員でありますところの、非常勤職員でありますところの委員を委嘱して審査をお願いをいたしておる次第でございます。

なおこれを新たに今御審議を頂いております日雇労働者健康保険制度が整足いたしますといたしますれば、これはその關係者を更に加えて行かなければならぬと考へておるわけでありまして、ところが審査の件数は、すでにお手許にお配りをしてあると存じますが、逐年増加の傾向にございまして、簡単に各年別の受理件数だけ申し上げますと、中央の社会保険審査会の受理した件数は、昭和二十五年度は三十九件でありました。ところが又二十六年度には八十六件になり、二十七年には百八十三件というふうな逐年激増をいたしておるような次第でございます。一方社会保険審査会の方は、以上申し上げたような機構でもありますが、關係上、各委員それぞれ本務を持つておられますので、お願いをいたし

まして、なかなかお集まりを頂く回数が少くならざるを得ないのであります。而も一つ一つの問題は、裁判と同じように、相当面倒な内容を持つたものでありますので、半日みっちり審査をやらしても、四件か、五件、処理できる程度に過ぎないのであります。さうな關係上、私も關係者としては、随分各委員のお集まりを頻りにして頂くように、努力はして参つて来たのであります。以上のような事情でございます。今日請求がございまして、なお審査会が採決ができないで未処理のまま残つております件数は百五十件程度になつておるのであります。昨年の今頃の不服の申立を漸く逐次採決をして行つておるといふような、被保険者にとりましては甚だ申訳ない現状にある次第でございます。そこでさうな現状を考へまして、これを改正をいたしたいというのが、今回の改正の主眼点でありまして、先ず第一に以上のような事情でもありまして、採決をいたします審査会委員というものを、特別職の常勤の委員にしたいというのが第一の考へであります。併しながら従来とも、この制度は申すまでもなく、いわゆる三者構成の制度でありまして、被保険者並びに事業主の不服の申立に對して、それらの利益を代表するものが、弁護的な機能を果たして行くということも、又存置すべきものと考えまして、三人の常勤の審査委員のほかに、審理に参加し、審理上必要な処置の請求のできる権限を与えられた利益代表者というものを労働双方から選びまして、そうしてこの人々に労働双方の被保険者並びに事業主の利益を代表する弁護的な機能を果

して頂くようにして、結果において三者構成の實質的な機能を、新しい制度の下におきましても果して参りたいというのの考えでございます。

なお申し遅れましたが、審査の件数は現状のような状態で百五十件も未処理のまま残っておりますが、今回の改正によりまして、従来保険給付費に対する不服のみでありましたのを、今度の改正で標準報酬に対する不服もその都度訴えができるように、いわゆる訴訟事件という用語がございまして、事件として取上げることにいたしました。

なお近い将来におきまして、被保険者の資格につきましても、これは厚生年金保険法の根本改正の際になると思いますが、そういう機会に被保険者資格につきましても不服の申立ができるようにしたいと思っております。

し、更に又日雇労働者健康保険制度ができましたと、これに関する不服の申立も又殖えて来るわけでございます。いずれにいたしましても、今後この種の問題のため、私どもとしては漸次不服申立の範囲を拡張したいと思っておりますので、さような関係から、どうしても現状の機関を、機構を以ていたしましては、これらの不服申立を完全に処理することが困難ではないか、かような考え方に出生をいたしましたものでございます。

なお新しいこの法案によりますると、地方の独任制の審査官並びに中央の審査委員会の審理につきまして、裁判所におけると同様な審理の公正を期するための諸種の手續を新たに細かく規定をいたしておるのであります。これは一に審理の公正を期したい

と、そして被保険者なり或いは事業主の、不服申立をいたした人々の権利を正當に擁護することを確保いたしたいという考えに出たものであります。

法案の一條の条文につきましては長くなりまして省略をいたしますけれども、大体以上のような考え方に基きまして、繰返して申し上げます、社会保険に關する不服申立ての範囲を拡張し、これを審理をいたしますために地方の独任制の審査官は各府県一名ずつという現状をこのまま置いておきたい、それから中央の審査官につきましては非常勤の三者構成委員制度を改めて、常勤の委員を三名置きまして、これに各府県ごとに二名程度の労使双方の利益代表者を加えて審理に参画をして頂くというようなこと、それに伴う審理の手續等を規定いたしております。そのがこの法案の内容でございます。

甚だ簡単でございますが、以上を以て御説明を終る次第であります。

○委員長(堂森芳夫君) 次に医師等の免許及び試験の特例に關する法律案を議題といたします。政府委員の説明を求めます。

○政府委員(高田浩運君) 私から医師等の免許及び試験の特例に關する法律案の趣旨及び概要について御説明申し上げます。御承知の通り、従来からい

を重ねて帰つて来られましたああいう医師の事態に鑑みまして、いわゆる特例の試験を課して、それによつて医師の或いは歯科医師の免許を与えて、その従来の生業の継続することを考へて参つたのでございます。同様の措置をやはり今回一連のいわゆる中引揚げの者等につきましても行うことを適當といたしまして提案をいたした次第でございます。

そして内容につきましては、従来医師歯科医師につきましては、従来の引揚げの医師、歯科医師についてとつておりまして法制上の趣旨、取扱いを、いわばそのまま踏襲をいたしたのでございまして、従来、従来の取扱ひにつきましては期限がありまして、この期限との關係について延長する必要があるものでございまして、こ

ういう法律を提出いたしましたのでございまして、そこで第一条でございますが、非常に細かに書いてございまして、要するに今度中国本土等から引揚げた者でありまして、従来の引揚げの医師として特例の試験を課しておりましたという試験について、昭和三十年十二月三十一日まで従来の例によつて受けることができないというにいたしましたわけでありまして、従来このういつた人たちのいわゆる特例の試験につきましては、昭和二十八年の十月二十六日まで受けることができる、そういうふうになつておりました。これは間近に迫つております關係上、その後なお引續いて昭和三十年十二月三十一日まで受けられるというにしたいというものがこれが第一案でございます。それから第二条につきましては、同じく医師国家試験の予備試験を受ける資格を認めてお

つたのでございまして、これもやはり期限の關係を考慮いたしまして、昭和三十一年十二月三十一日まで受けることができるというにいたしましたものでございまして、更に打割つて申し上げますれば、いわばこの第二条で行く分につきましては、医師の国家試験の予備試験を受けまして、それからインターンをやつて更に本當の国家試験を受ける、そういうような恰好になるわけでございまして、實際問題といたしましては第一条に基きますいわゆる特例の試験で合格できなかった者が、更に第二の道に行くことができる、そういうようなことになるのでございまして、従いまして第一条は三十年となつておりますが、第二条は三十一年とい

たしたのでございまして、第三条、第四条、これは歯科医師についての措置でございます。いろいろ表現の方法、条文の引き方は變つておりますけれども、趣旨としては今申し上げました医師についてと同じような考え方でございまして、便宜説明を省略させていただきます。

それから第五条は診療エックス線技師に關するものでございまして、御承知のように、診療エックス線技師法が昭和二十六年八月九日に施行になつておるのでございまして、これに基きますと、引揚げ前にこの仕事をやつておつた者、或いは曾つて三年以上この仕事をやつておつた者が、届出をすることによりまして五年間は続けられてやつてよろしい。その間に試験を受けて本當のエックス線技師として働いてもらう。そういうような法律の建前になつておるわけでございます。従いまして例えは今回歸つて参りますという、診療エ

ックス線技師法に基きます診療エックス線の仕事に従事しておつたという届出の期間が、法律で定められた期間がすでにとうに過ぎておりますので、届出の道がない、道がないという、その仕事に携わることができないという結果になりますので、同じようにこの法律の施行の三ヶ月以内乃至引揚げた日から三ヶ月以内に診療エックス線技師法に基きます所要の届出をすることによつて従来診療エックス線技師法に認められたと同じようなやり方を認めたこととさせていただきます。従いましてやはり終局においては、これに基きます試験を受けて、正式の診療エックス線技師法に基きますということ

は、これは勿論でございますが、それまでの取扱ひとしては、従来この法律によつて取扱ひを参りましたと同じような取扱ひをいたしたい、かように考へております。

それから第六条でございますが、中国本土その他におきまして、看護婦並びに看護婦の仕事をしておつた者ににつきましては、厚生大臣が一定の基準を定めまして、それに基いて都道府県知事が認定をしまして、昭和三十一年十二月三十一日まで看護婦の試験を受けることができるようにいたしたいというものがこの第六条でございます。先方におきまして看護婦の実際の仕事のやり方、或いはいわゆる看護婦と申しますか、先方と言うういつたものの取扱ひの仕方は非常に区々ちまちまございまして、これを今日日本におきまして高度のいわゆる保健婦助産婦看護婦法に基きます正規のそ

ういふものと比べますと、かなりけい庭があるようにも存ぜられますが、併

し同時に向うでそういった仕事をして
おつた関係も考慮いたしましたので、この
準看護婦の試験を受けるといふことが
できるようにするといふことがいわゆ
る実情になつたことではないかと考
えておる次第でございます。

以上簡単でございますが、御質問に
お答え申し上げます。

○委員長(堂森芳夫君) 両法案の質疑
は次回に譲りたいと存じますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) それでは本日
はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会